

一般社団法人日本デジタル歯科学会 専門医制度規則

第1章 総則

第1条 本制度は、歯科診療に関連するデジタル技術の専門的知識ならびに臨床技能・経験を有する優れた歯科医師をデジタル歯科専門医（以下「専門医」という）として認定し、デジタル機器の基礎知識ならびに最新情報を普及することを目指し、本会での講演等、その進歩・発展に寄与できる指導的人材を養成することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成するために一般社団法人日本デジタル歯科学会（以下「本会」という）は、専門医の制度を設け、必要な事業を行う。

第2章 専門医等の審査機関

第3条 専門医の資格の適否を審査するために、専門医認定委員会を置く。

第3章 専門医認定申請者の資格

第4条 専門医の認定を申請する者は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有すること
- (2) 専門医認定申請時において、継続して3年以上の本会会員歴を有するか、または本会に関連する日本歯科医学会専門分科会専門医の資格を有し、かつ1年以上の本会会員歴を有すること
- (3) 第6条の認定研修の各号に掲げる研修内容を満たすこと
- (4) 第7条の専門医試験に合格すること

第4章 認定研修

第5条 認定研修は、診断や治療にデジタル技術を応用できる高い医療技能を修得するとともに、その普及・発展に寄与できる能力を養成することを目的とする。

第6条 認定研修は、次の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 本会学術大会に出席すること
- (2) デジタル歯科技術に関連する発表を行うこと
- (3) デジタル歯科技術に関連する領域の疾患の診断および治療を行うこと
- (4) (1)、(2)については研修単位で表し、認定に必要な研修単位は、11単位とする。認定研修の細目は、専門医制度施行細則に定める。

第7条 専門医試験は、次のとおりとする。

- (1) 記述型筆記試験および臨床実技試験とする。
- (2) 専門医試験は本会が指定した日時に実施する。
- (3) 専門医試験に一度合格すれば、専門医資格登録まで有効とする。

第5章 認定申請および資格登録申請

第8条 専門医の認定を申請しようとする者は、別に定める申請書類に認定申請料を添えて本会に提出しなければならない。

第9条 専門医認定委員会において審査に合格した者は、専門医認定委員会における合格の日から起算して1年以内に登録料を添えて資格登録申請を行わなければならない。

2. 本会は、前項の申請に基づき専門医認定委員会から理事会へ報告し、理事会承認日を専門医認定日として登録を行い、認定証を交付するとともに日本デジタル歯科学会誌および本会総会において報告する。

第6章 資格の更新

第10条 専門医は、5年ごとに資格の更新を行わなければならない。

第11条 専門医の資格の更新に当っては、認定期間5年の間に別に定める研修を必要とする。

第7章 資格の喪失

第12条 専門医は、次の各号に該当するとき、専門医認定委員会の議を経て、その資格を失う。

- (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき
- (2) 日本国歯科医師の免許を喪失したとき
- (3) 本会員の資格を喪失したとき
- (4) 専門医の資格更新の手続きを行わなかったとき

2. 専門医認定委員会が専門医として不相当と認め、理事会の承認を得たとき

第13条 専門医の資格を喪失した場合であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び専門医の資格を申請することができるものとする。

第8章 補則

第 14 条 専門医認定委員会の決定に関し異議のある者は、理事長に申し立てることができる。

第 15 条 この規則の改廃は、専門医認定委員会の発議により、専門医制度委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

第 16 条 この規則の施行についての細則は、専門医認定委員会の発議により、専門医制度委員会での協議のうえ、理事会の議決を経て別に定める。

附則

この規則は、令和 3 年 2 月 1 1 日から施行する。